

## 三次市教育委員会議案第19号

三次市新入学児童学用品費支給規則案を次のように提出する。

平成29年9月25日

三次市教育委員会教育長 松村智由

### 三次市新入学児童学用品費支給規則（案）

（趣旨）

第1条 生活に困窮していると認められる世帯で、就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者に対し、三次市就学援助費支給規則（平成16年三次市教育委員会規則第22号。以下「就学援助費支給規則」という。）第6条第5号の規定に相当する就学援助費を、新入学前年度に前倒しして支給（以下「前倒し支給」という。）することに関しては、関係法令、条例、規則等に定めるもののほか、この規則に基づいて行う。

（対象者）

第2条 対象者は、1月1日現在で三次市に住所を有する三次市内の小学校に就学予定者の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく教育扶助を受けている世帯の児童に準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童（以下「準要保護児童」という。）とする。

（認定基準）

第3条 準要保護児童の認定基準は、就学援助費支給規則第3条の規定の例による。

(認定申請)

第4条 前倒し支給を希望する準要保護児童の保護者は、新入学児童学用品費受給申請書(様式第1号)により教育委員会に申請しなければならない。

(決定)

第5条 教育委員会は、認定基準に基づき審査を行い、認定の可否を決定し、結果を所定の様式により申請者に通知するものとする。

(就学援助費の支給費目)

第6条 前倒し支給を行う就学援助費は、新入学児童学用品費とし、予算の範囲内でその全部又は一部について行うものとする。

(就学援助費の請求)

第7条 申請者は、第5条の通知により認定の決定を受けたときは、請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(支給方法)

第8条 教育委員会は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに就学援助費の支給を行うものとする。

(就学援助費の返還)

第9条 就学援助費は、次に掲げる場合において、返還を要する。

- (1) 入学予定者が三次市内の小学校に入学しなかったとき。
- (2) 入学予定者が3月末日以前に三次市に住所を有しなくなったとき。

(併給の調整)

第10条 前倒し支給を受けた準要保護児童の保護者が、翌年度就学援助費支給規則による認定を受けたときは、就学援助費支給規則第6条第5号に規定する就学援助費の支給は行わない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(三次市就学援助費支給規則の一部改正)

2 三次市就学援助費支給規則（平成16年三次市教育委員会規則第22号）を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、三次市新入学児童学用品費支給規則（平成29年三次市教育委員会規則第 号）の規定により就学援助費の支給を受けた場合は、第6条第1項第5号に掲げる就学援助費は支給しない。